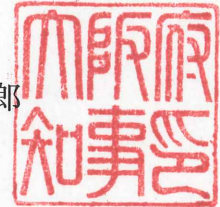


福 法 第 18 号
平成30年5月15日

社会福祉法人大阪YMCA
理事長 畷岡 正明 様

大阪府知事 松井 一郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成30年5月15日から平成35年5月14日まで